

特定実験試験局申請に係るFAQ

No.	内 容	
Q1	特定実験試験局とは何ですか。	
	A1	特定実験試験局は、総務大臣が公示する周波数、使用地域や使用期間等の範囲内であることなど、一定の条件の下で実験試験局を開設することで、免許手続や事後手続が簡略化される制度です。 技術革新の激しい情報通信の分野において無線システムの実験試験局を早期に開設したいというニーズに応えることを目的としています。
Q2	申請の際、簡略化される手続は何ですか。	
	A2	「予備免許」と「落成検査」が簡略化されます。ただし、「登録検査等事業者」による「事前検査」を受け、その結果を申請時に提出する必要があります（有料）
Q3	予備免許とは何ですか	
	A3	無線局免許申請後の書類審査の結果、電波法関係法令に適合している場合に交付される仮の無線局免許。試験的に電波を出すことのみ認められる免許です。
Q4	落成検査とは何ですか	
	A4	無線局の工事が完了した後に、総務大臣が実施する検査です。無線設備等が予備免許の条件に適合しているかどうかを確認し、合格すると免許が付与されます。検査は総務大臣から登録を受けた「登録検査等事業者」が実施します（有料）。
Q5	登録検査等事業者とは何ですか	
	A5	登録検査等事業者制度に基づくもので、無線設備等の検査を行い、免許人から当該無線局の無線設備の検査結果が法令の規定に違反していない旨を記載した証明書作成することができる総務大臣から登録を受けた事業者です。この証明書を提出することで定期検査を省略することができます。

Q6	登録検査等事業者は近隣にありますか。	
	A6	総務省のホームページから検索することができます。また登録検査等事業者には無線局の無線設備等の定期検査に係る「検査」又は無線局の無線設備等の新設検査、変更検査及び定期検査に係る「点検」の事業を行うことができる「登録検査等事業者」と、従来の登録点検事業者と同様に無線設備等の「点検」の事業のみを行うことができる「登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）」の2種類があります。特定実験試験局申請に係る事前検査は前者が行うものとなります。 ※総務省HP：https://www.tele.soumu.go.jp/nintei/SearchServlet?pageID=ns01 ※石川県内の該当事業者をこちらのHPで公開しています（R7年1月現在）
Q7	加賀市が指定を受けている特定実験試験局の周波数の範囲を教えてください。	
	A7	加賀市が指定を受けている特定実験試験局の周波数の範囲は「853MHzから860MHzまで」および「5755MHzから5795MHzまで」です。
Q8	加賀市が指定を受けている特定実験試験局の詳細な場所を教えてください。	
	A8	詳細な場所は以下のとおりです。 ・853MHz～860MHz： 塔尾町、山中温泉こおろぎ町、山中温泉南町、山中温泉栄町、山中温泉河鹿町、山中温泉湯の出町、山中温泉本町二丁目、山中温泉本町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉東町一丁目、山中温泉湯の本町、山中温泉薬師町、山中温泉富士見町、山中温泉白山町、山中温泉西桂木町、山中温泉東桂木町、山中温泉上野町、山中温泉塚谷山中温泉加美谷台、山中温泉下谷町、山中温泉菅谷町、山中温泉栢野町、山中温泉我谷町、山中温泉大内町、山中温泉風谷町、山中温泉上新保町、山中温泉枯淵町、山中温泉九谷町、山中温泉小杉町、山中温泉西住町、山中温泉坂下町、山中温泉生水町、山中温泉片谷町、山中温泉真砂町、山中温泉四十九院町、山中温泉中津原町、山中温泉滝町、山中温泉菅生谷町、山中温泉荒谷町、山中温泉今立町、山中温泉大土町、山中温泉杉水町及び山中温泉市谷町 ・5755MHz～5795MHz： 加賀市生水展望広場（石川県加賀市山中温泉生水町）
Q9	特定実験試験局の使用可能な期間はありますか。	
	A9	使用可能期間は以下のとおりです。 ・853MHz～860MHz：令和7年12月31日まで（※令和7年1月現在） ・5755MHz～5795MHz：令和8年3月31日まで（※令和7年1月現在）

Q10	特定実験試験局の申請はどこに行えばよいですか。	
	A10	無線設備の常置場所を管轄する地方総合通信局に申請を提出してください。
Q11	ドローン等の通信に当該電波を用いる際、その機体が市外に保管されている場合は、どここの地方総合通信局に申請を提出すればよいですか。	
	A11	機体（機器）が保管されている場所（常置場所）の住所地进行を管轄する地方総合通信局に申請を提出してください。実証を行う場所ではございません。
Q12	申請書類はどこにありますか。	
	A12	申請書類は下記の総務省のホームページからダウンロードすることができます。 総務省ホームページ： https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm
Q13	加賀市にも申請が必要ですか。	
	A13	加賀市への申請は不要です。ただし今後の特定実験試験局の継続的な認定のために、担当課までご一報いただけると幸いです。 担当課：加賀市イノベーション推進部地域デジタル課 TEL：0761-72-7833 email：chiikidigital@city.kaga.lg.jp
Q14	免許を受けるにあたって、無線従事者の資格は必要ですか。また必要であればどの資格になりますか。	
	A14	特定実験試験局の免許には、無線従事者資格をお持ちの方を選任していただく必要があります。資格により操作可能な範囲は異なり、電波法施行令第3条に定められています。